

議案第73号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 養父市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年養父市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年養父市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第21条第1項中「第27条第4項」を「第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第5条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項後段を削る。

第21条第1項中「第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」を「第27条第4項」に、「合計額」とあるのは」を「合計額」とあるのは、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第73号 養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第2条 養父市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第3条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第7条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条、第21条、第22条、第24条、第25条及び第28条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員(特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第7条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条、第21条、第22条、第24条、第25条及び第28条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員(特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

第4条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、<u>同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

第5条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。<u>この場合において、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。<u>この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>